

ダンプあきたの

NO.364 全日本建設交運一般労働組合（略称・建交労）秋田ダンプ支部
 2017年4月5日発行 〒010-0976 秋田市八橋南 1-2-29
 Tel.018-823-7748 fax018-823-7751
 Email: kenkourouakita@bz03.plala.or.jp
 一人はみんなのためにみんなは一人のために、一人が一人の仲間をふやそう、労災保険に加入しよう
 田中 070 - 5324 - 4053

カマヤん 何も残さず ありむら潜



キング・オブ・つけ払いの男であった

ダンプ夏タイヤの注文

再生タイヤ	20,000円 (BS)
	20,500円 (ヨコハマ扱い)
新品タイヤ	33,000円 (BS)
	32,000円 (ヨコハマ)

消費税・送料込みの価格です。注文の時、メーカーを必ずお知らせください。希望の場所に配達します。

県外への配達には運賃実費が必要です。代金は3回以内で納入します。

※台タイヤが慢性的に不足しています。再生タイヤは限定販売です。在庫確認が必要なので、注文の際に組合に問い合わせてください。

なお、ヨコハマタイヤ販売店扱いは、弘進リトレッド製の再生タイヤとなります。

任意保険を自動車共済に切替えよう

安くて事故後のサービスも安心です。見積もりをしますので、事務所にまず電話を。

一人親方等でも問題なし

国土交通省は社会保険の加入に関して建設業従事者の処遇向上を目的に「下請指導ガイドライン」を定め、4月1日から「適切な保険」に加入していない作業員の現場入場を認めないとしています。

3月31日の衆議院国土交通委員会で、日本共産党の本村伸子議員は、「下請けガイドラインの誤った理解から建設業の一人親方が現場から排除されかねない」問題を指摘し、実態把握や間違った対応をしている場合の是正を求めました。以下は、4月3日付しんぶん赤旗より引用です。

「木村氏は、一人親方が厚生年金などの社会保険に加入義務がないにもかかわらず、未加入を理由に元請から『4月から現場に入れられないと言われた』などの事例を紹介。国や自治体に相談窓口を設置することなどを提案し、『現場から排除されれば、倒産や廃業の危機にひんする。そんなことは絶対にあってはならない』と指摘しました。石井啓一国交相は、『一人親方が厚生年金に未加入であることを理由に現場に入れられないことは、ガイドラインの趣旨に反する』『正しい理解の徹底に努める』と答弁しました。本村氏はまた、元請から下請けに法定福利費と工事費が適切に支払われるよう指導を求めました。石井国交相は『元請が法定福利費をまかなうことができない金額で契約を締結することは、建設業法19条の3に違反する恐れがある』と答弁しました」

※ウラ面に国交省の下請指導ガイドラインの解説をのせました。このように国交省は、一人親方や5人未満の個人事業所事業主、そこに雇用されている労働者であれば国民健康保険や国民年金加入でも問題ないことを明らかにしています...

トラックダンプデモ

とき 4月16日(日)
 ところ 秋田市向浜の物揚場(下の地図)

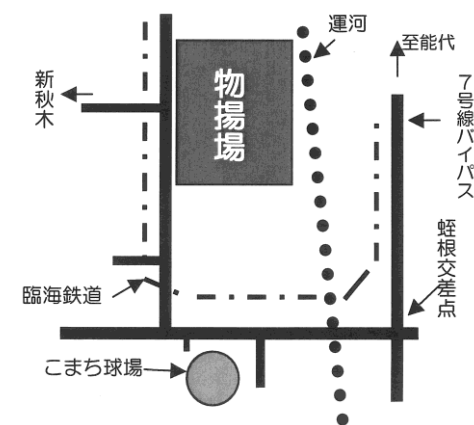
◆集会は10時開会、デモ出発は10時30分です。

※車両の集合は9時、横断幕などの準備をします。

●ダンプ10台、トラック10台以上を目標にとりくみます。より多くの組合員の皆さんの参加を!

★賃金・単価引き上げ、労働条件改善、戦争法廃止、なくせ原発などの要求をもちより、県民にアピールします。

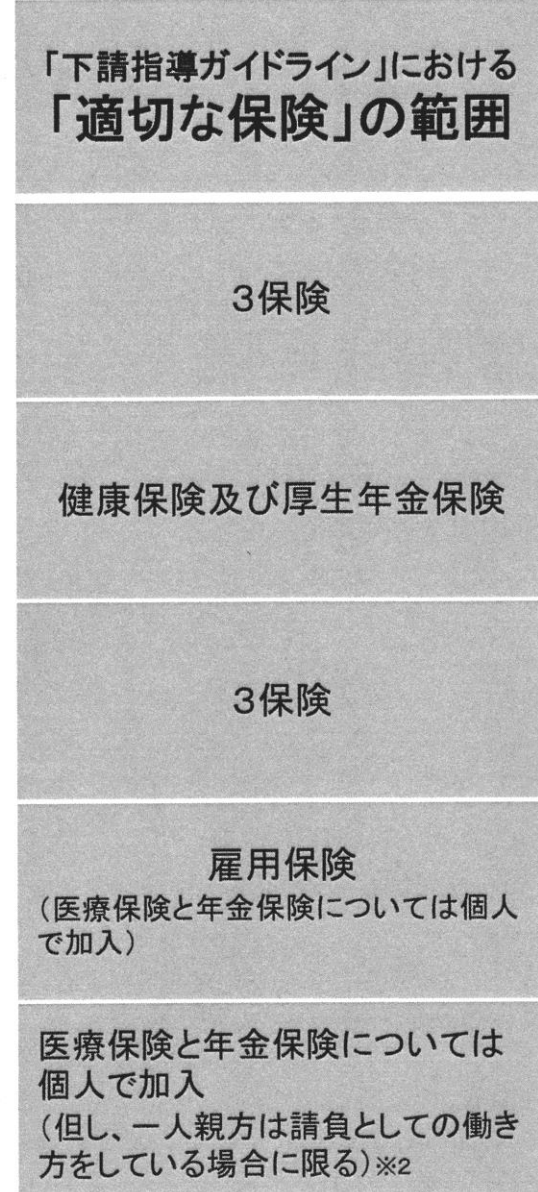
※お昼の弁当と交通費等を支給します。



交通安全推進団体の印
 組合のプレートを出して堂々と仕事をしよう
組合加入者の紹介を!

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について 国土交通省

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金
	—	役員等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1 	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※3	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等) 	国民年金



※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※3 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

: 個人で加入